

8 ≪参考≫ 令和5年度の所得の目安表

世帯 人数	区分	援助の対象となる所得の目安額	
		全ての援助ができる 所得額(Ⅰ・Ⅱ区分)	通学費 交流学習交通費 職場実習交通費 } のみ援助 ができる 所得額 (Ⅲ区分)
2人		4,007千円未満	4,007千円以上
3人		5,168千円未満	5,168千円以上
4人		6,232千円未満	6,232千円以上
5人		7,251千円未満	7,251千円以上

〈注〉 この表は、家族全員の年間所得額の合計額が、援助の対象となる一定の範囲内に入っているかどうかの目安表です。

実際の判定(認定)は、次の算定の結果が2.5未満(Ⅰ・Ⅱ区分)となる場合で、この表の額の範囲内でも対象とならない場合があります。

【算定方法】

$$\frac{(\text{年間所得額} - \text{社会保険} \cdot \text{生命保険} \cdot \text{損害保険の地方税法上の控除額}) \div 12}{\text{それぞれの世帯に対応した生活保護基準による需要額}}$$

〔ご注意〕

- ・ 需要額は、家族の各人の年齢で個々に算定するものがあり、家族の年齢構成によって異なります。
- ・ 給与所得・公的年金等所得のいずれか又は両方がある方は、総所得金額から10万円(給与所得と公的年金等所得の合計が10万円未満の場合はその額)を控除します。
- ・ 「それぞれの世帯に対応した生活保護基準による需要額」は、令和6年度変更する可能性があります。